



Table with columns: 管理コード, 変更事項(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 求める措置の具体的内容, 具体的事業の実施内容・提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, '措置の内容の見直し', '措置の内容の見直し', 各省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, プロジェクト名, 提案事項番号, 提案主体名, 制度の所管官庁. Rows include items 102050, 102060, 102070, 102080, 102090, 102100.



管理コード	変更事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
1020171	補助事業で整備した漁港施設用地の利用の緩和	国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について	国庫補助事業により整備された漁港施設用地は、漁業活動という特定の目的に供するために整備された公共施設用地であり、利用に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律(以下「適正化」という。)第22条の規定により、各府県庁の長で承認を受け、その交付の目的に反して使用してはならない。 ② 漁港法第3条で列記されている漁港施設とは、同法第2条で定義されている「天然又は人の漁業権獲得地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」としての「漁港」の基本施設及び機能施設である(漁港法と同法に定められていない。)	補助事業で整備した漁港施設用地(以下、「補助用地」という。)については、水産活動に支障がない限り、適宜による箇所などの漁港施設以外の利用を可能とする。補助用地を等価交換した後、土地利用の変更(漁港施設用地から農耕地等施設用地)の手続きが必要である。但し、手続きは約3ヶ月が必要であるとともに、交換するための補助用地が必要となるが単独用地を有する漁港はほとんどない現状である。(水産庁附属誌 漁港 第9号) 補助用地の整備がすべて完了したものの、漁港施設の整備が見込まれず未利用・低利用となっている場合には、漁港所などの利用が可能となるが、漁港所整備の事業主体が市町に置かれることから漁港の利益に係る施設を市町が整備することは困難なため、この事業を活用することは難しい。	D		しかしながら、補助事業により取得した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づき財産処分手続の承認申請を行い、やむを得ない判断断されるものについては、補助金返還等の条件を付して目的外使用等を承認することにより、提案の趣旨を実現可能である。また、補助用地と単独用地を交換することによって単独用地に農耕地等を設けることも可能である。 さらに、用地整備が完了したものの、供開始後利用計画などの漁港施設の整備が見込まれない補助用地においては、適正化法第22条の規定分の承認を受けて漁港所を設置する措置も可能となっている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。		提案理由のとおり、現行規定により対応することは困難であるため、上記の方法に限らず提案の趣旨の実現に向けた対応案の検討をお願いしたい。	D	1次回答にもあるように、補助金の国庫納付を条件となくとも、補助用地と単独用地を交換することによって単独用地に漁港所を設置することや、用地整備が完了したものの、供開始後利用計画などの漁港施設の整備が見込まれない補助用地においては、適正化法第22条の規定分の承認を受けて漁港所を設置することも可能となっているので、具体的な対応方法について個別にご相談いただきたい。		提案理由のとおり現行規定により適応される範囲は限定的であり実現することが困難なため、水産活動に支障がない場合に限り、漁業協同組合による漁港所などの漁港施設以外の利用が可能となるよう、適応できる範囲の緩和を検討していただきたい。						
1020180	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる	農地法第4条第1項、附則第2項	農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものとするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、前道庁長官の許可(4ha超の場合には農水大臣の許可)が必要。 また、転用許可申請が2ha超(4ha)以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農水大臣大に協議。	2ha超4ha以下の農地転用の際への事前協議を廃止するとともに、大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	C		農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地転用の規制に関するものである。 国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の事情だけでなく関係行政機関と連携して適切に判断する必要があると考えられている。なお、許可の判断にあたっては、都道府県の意見を踏まえ判断していただくことである。 総合規制改革会議第3次審議において、転用規制が厳格に運用されていない農地転用の許可基準が、地方行政に委ねられることにより、転用規制がなされていないとする総合規制改革会議の指摘は、適切でない。また、農水省で許可基準を区分する合理的な基準はないと考えるが、大臣許可基準を、経営・栽培管理及び土地利用計画上の単位である2つの区分(4haで構成される農区(5ha)を対象としても問題がなく、適当な基準と考える。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	優良農地の確保は、国の責務であると同様に県でも重要事項であり、農地の転用許可事項については、法令等全国統一の許可基準に基き、客観的に、公平かつ厳格な運用を行うこと、許可権者や地域の事情によって運用が異なることなど、農地転用の許可基準が、地方行政に委ねられることにより、転用規制がなされていないとする総合規制改革会議の指摘は、適切でない。また、農水省で許可基準を区分する合理的な基準はないと考えるが、大臣許可基準を、経営・栽培管理及び土地利用計画上の単位である2つの区分(4haで構成される農区(5ha)を対象としても問題がなく、適当な基準と考える。	D	優良農地の確保は、国の責務であると同様に県でも重要事項であり、農地の転用許可事項については、法令等全国統一の許可基準に基き、客観的に、公平かつ厳格な運用を行うこと、許可権者や地域の事情によって運用が異なることなど、農地転用の許可基準が、地方行政に委ねられることにより、転用規制がなされていないとする総合規制改革会議の指摘は、適切でない。また、農水省で許可基準を区分する合理的な基準はないと考えるが、大臣許可基準を、経営・栽培管理及び土地利用計画上の単位である2つの区分(4haで構成される農区(5ha)を対象としても問題がなく、適当な基準と考える。		優良農地の確保は、国の責務であると同様に県でも重要事項であり、農地の転用許可事項については、法令等全国統一の許可基準に基き、客観的に、公平かつ厳格な運用を行うこと、許可権者や地域の事情によって運用が異なることなど、農地転用の許可基準が、地方行政に委ねられることにより、転用規制がなされていないとする総合規制改革会議の指摘は、適切でない。また、農水省で許可基準を区分する合理的な基準はないと考えるが、大臣許可基準を、経営・栽培管理及び土地利用計画上の単位である2つの区分(4haで構成される農区(5ha)を対象としても問題がなく、適当な基準と考える。		優良農地の確保は、国の責務であると同様に県でも重要事項であり、農地の転用許可事項については、法令等全国統一の許可基準に基き、客観的に、公平かつ厳格な運用を行うこと、許可権者や地域の事情によって運用が異なることなど、農地転用の許可基準が、地方行政に委ねられることにより、転用規制がなされていないとする総合規制改革会議の指摘は、適切でない。また、農水省で許可基準を区分する合理的な基準はないと考えるが、大臣許可基準を、経営・栽培管理及び土地利用計画上の単位である2つの区分(4haで構成される農区(5ha)を対象としても問題がなく、適当な基準と考える。					
1020190	深夜早期貨物機検員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化	補助防犯法 家事伝染病予防法	○補助防犯法第8条第2項により、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第6条第3項の規定は飛行場内の植物防疫官が指定する場所で行われることとされている。 ○家事伝染病予防法第3条により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法第3条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	深夜早期貨物機検員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(OH)を行う運用を要望するもの。 これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。	D		本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早期貨物機検員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(OH)を行う運用を要望するもの。 これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	それでは、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。	D	個別の事案に応じ、具体的な提案をしていただいた上で、別途ご相談させていただきます。		それでは、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。		それでは、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。	中部国際空港 港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 4 0 7 0	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省		
1020200	出入国審査手続の「ビジネスクラス以上」及び「国内・内閣乗継など時間的制約のある」旅客に対する「専用手続レーン」の設置	補助防犯法 家事伝染病予防法	○補助防犯法第8条第2項により、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第6条第3項の規定は飛行場内の植物防疫官が指定する場所で行われることとされている。 ○家事伝染病予防法第3条により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法第3条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置を要望するもの。 これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。	D		本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置を要望するもの。 これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	現状では、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。	D	個別の事案に応じ、具体的な提案をしていただいた上で、別途ご相談させていただきます。		現状では、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。		現状では、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。	中部国際空港 港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 4 0 2 0	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省		
1020200	出入国審査料の優待レーンの導入	補助防犯法 家事伝染病予防法	○補助防犯法第8条第2項により、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第6条第3項の規定は飛行場内の植物防疫官が指定する場所で行われることとされている。 ○家事伝染病予防法第3条により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法第3条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客(ビジネスジェット機の旅客を含む。)」等に対する「専用手続レーン」を設置する。	D		本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置を要望するもの。 これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	それでは、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。	D	個別の事案に応じ、具体的な提案をしていただいた上で、別途ご相談させていただきます。		現状では、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。		現状では、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。	関西国際空港 港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 6 0	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省		
1020200	出入国審査料の優待レーンの導入	補助防犯法 家事伝染病予防法	○補助防犯法第8条第2項により、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第6条第3項の規定は飛行場内の植物防疫官が指定する場所で行われることとされている。 ○家事伝染病予防法第3条により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法第3条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客(ビジネスジェット機の旅客を含む。)」等に対する「専用手続レーン」を設置する。	D		本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置を要望するもの。 これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	それでは、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。	D	個別の事案に応じ、具体的な提案をしていただいた上で、別途ご相談させていただきます。		現状では、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。		現状では、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。	成田国際空港 港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 8 5 1 0	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省		
1020200	「乗り継ぎ外国人旅客」の出入国審査における専用手続レーンの設置	補助防犯法 家事伝染病予防法	○補助防犯法第8条第2項により、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第6条第3項の規定は飛行場内の植物防疫官が指定する場所で行われることとされている。 ○家事伝染病予防法第3条により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法第3条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	「乗り継ぎ外国人旅客」による「周辺観光」の増加状況を踏まえ、観光客における「専用手続レーン」を設置する。	D		本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置を要望するもの。 これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	それでは、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。	D	個別の事案に応じ、具体的な提案をしていただいた上で、別途ご相談させていただきます。		現状では、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。		現状では、動物検疫所中部空港支所及び名古屋植物防疫所中部空港支所において、具体的な改善について今後説明し、検討していただくとともに、ご指示ください。	成田国際空港 港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 5 9 5 1	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省		



管理コード	変更事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案者番号	提案主体名	制度の所管・関係府庁			
1020280	C10対応の特例(船内での入国審査等の実施)		1 植物防疫法の規定により、必要と認めるときは、輸入される植物等について、船舶又は航空機内で輸入に先立って検査を行うことができる。 2 家畜伝染病予防法の規定により、輸入される畜産物等については、船舶又は航空機内で輸入に先立って検査を行うことができる。	【内容】 中国人旅行者の検押前のC10手続き可能分野の拡大(船内での入国審査等の実施)	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、検押前の入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、検押後のC10手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入国審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレームが軽減となり、中国人旅行者の満足度向上とともに、船内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	D				D						福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 0 2 0	福岡市	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省			
1020290	市街化調整区域内農地へのリサイクルセンターの設置について	農業振興地域の整備に関する法律第15条の第1項 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条	① 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増設)をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。 ただし、特に公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして農業法施行規則第36条に定めるものは、あらかじめ都道府県知事の許可を受ける必要はない(リサイクルセンターは両方に定められていない) ② 農地を農地以外のものしようとする場合は、都道府県知事の許可(4haを超える場合は農林水産大臣の許可)を受けなければならない。 ただし、特に公益性の高い施設であり用地選定の任意性が少ない場合等で農地法施行規則第5条又は第7条に定めるものについては、都道府県知事の許可を受ける必要はない(リサイクルセンターは両方に定められていない)。	市街化調整区域内の農用地区域内農地に、地区住民が持ち寄った不要物をリサイクルする施設を設置できるよう、都市計画法第34条、農地法施行規則第7条及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条の内容を明確に規定して欲しい。	松前町中川原地区の約80%を会員とする本NPO法人は、循環型社会の創造と地域の発展を目指し、生活環境の改善に関する事業を実施していますが、その一環として、地区住民が持ち寄った不要物のリサイクル(リサイクルセンター)の管理運営も行っていきます。具体的には、地区の各家庭がリサイクルセンターへ持ち込んだ不要物の分別・加工等をボランティアで行い、生ゴミについては堆肥化、アルミ缶等は売却するなどしてリサイクルに取り組みしており、町のゴミ減量化に一定の役割を果たしているが、この土地所有者の意識向上により、地区住民のリサイクル意識の向上に伴う持込量の増加によるセンターの稼働化などにより、センターを移転する必要に迫られています。移転先としては、適当な民有地(宅地)がないことから、道休農地となつている農地(農地)を指定したいと考えています。当該地区の農地は宅地と異なり、道休農地となつている農地(農地)であるため、設置は非常に困難です。このままでは、地区全体でのリサイクル活動という先進的な取組みを中止せざるを得なくなります。そこで、地区としての命脈があり、当該地区住民の不要品を運んで行うリサイクル活動に関して必要不可欠な施設として、①市街化調整区域内での開発許可が認められるよう、都市計画法第34条第1項に規定の農用地区域内農地の農地転用が認められるよう、農地法施行規則第7条に規定の農用地区域内農地の開発が認められるよう、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条に規定してください。	C		右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。			C						中川原地区 エコプロジェクト	1 1 8 9 0 1 0	特定非営利活動法人いよ環境センター	農林水産省 国土交通省		
1020300	土地改良法第15条の特例	土地改良法第15条	土地改良区は、その区域内の土地改良事業及び当該土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。	現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大する。	前回提案で、土地改良区の性格から収益的事業が認められなかったが、当市のような中山間地域では兼業農家が多く、担い手の高齢化も進行している中、集落の農村環境を取り巻く状況は悪化している。近年、この打開策として農漁法人による永続的な農業経営を通じて農村環境の維持と質的向上を図ろうとする手法が示されたところである。しかしながら、この兼業農家設立に一定の資金が必要となることや安定的な人が確保できないことなどから若年層を中心とした担い手の確保が困難な状況から、兼業農家設立に至るケースはあまり多くないのが実情である。土地改良区はこれまで土地改良事業を通じて、地域内において安定的・社会的に精通した知識を保持しており、地域における人的・物的な厚みも濃厚で地域課題にも精通している。しかし、現在ではその役割を促進業務と小規模で維持修繕的な土地改良事業が主な業務に終始している。また、市町村合併により旧町村単位で設立していた土地改良区を合併し事業の効率化を図っているが、本事業を維持するにも経済的困難により市の補助費である運営費によりかろうじて存続を保っている。このままでは、近未来的に今まで培われてきた豊富な知識の伝承が途絶えることになり、地域の農村環境維持の礎を失うことになる。そこで、専念し土地改良の活用を拡大し、永続的な農業経営を可能とする兼業農家設立促進のため、適度的に土地改良区がその任に当たることができるように、若年層を中心とした担い手の確保を図り兼業農家への移行を円滑に行うことのできる体制を早急に確立する必要がある。	土地改良区は、事業施行にあたって当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得た上で、都道府県知事の認可を受けて設立されるものであり、その期、不同業者も兼ねて当該地区内の事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が保たれている。 また、事業実施に必要な費用については、組合員への賦課金によることを前提としており、事業実施により損失が生じた場合には賦課金として組合員の負担となるものである。また、若年層に対しては、強制徴収権も付与されているところである。このように土地改良区は、土地改良事業の性格に基づき強い公益性・権能を持つ法人であることから、その業務範囲は、土地改良事業を適切かつ安定的に実施する観点から、土地改良区の機能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている。 したがって、収益を伴う富集活動を土地改良区が実施することは、土地改良区の性格上、認めることはできない。	C		C				C							1 1 9 3 0 4 0	三次市	農林水産省
1020310	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づき農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることとする。また、この知事が定める別段の面積については、平均総面積の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域において、10aまで引き下げる事が可能となっている。	新規就農時における農地取得下限面積の廃止	農地法は、小規模農地の権利移動を制限し、効率的な農業経営のための許可制を採っていることは理解している。 しかし、三次市のように高齢化が進み、担い手不足に悩む中山間地域においては、都から移住してきた新規就農者等の小規模な農業者であっても、将来においては、地域の担い手となり農地の確保につながる大切な人材である。そのため、新規就農者が土地を取得しやすくなるよう一定の要件を満たす地域の取得下限面積要件の廃止を提案する。 また、特定農地貸付法や市民農園整備促進法関係での貸借も考えられるが、賃借では賃借を決めて定住をさせた人たちの思いは汲み取れない。固定資産税や相続の問題等も継続していくので、農地を取得するという形での販売を実現させていきたい。	C					C							1 1 9 3 0 5 0	三次市	農林水産省		